高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第16号

中日本高速道路株式会社が令和６年12月27日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年６月13日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

令和６年12月27日付け公告の変更

『３．企画割引「2025北陸ドライブプラン」』中、

⑴　割引をする自動車　に

⑬　発着なし　福井県内周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ワ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑭　発着なし　中京圏・福井県南部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②カ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑮　発着なし　中京圏・福井県北部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ヨ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

を、

⑵　割引を適用した後の料金の額　に、

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし　福井県内周遊	3,200円	4,000円
発着なし　中京圏・福井県南部周遊	3,800円	4,800円
発着なし　中京圏・福井県北部周遊	4,000円	5,000円

を、

⑶　実施する期間　に、

ロ．令和７年６月16日から令和７年12月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）

を、

⑷　適用区間②周遊エリア　に、

ワ．発着なし　福井県内周遊

・北陸自動車道の金津インターチェンジから木之本インターチェンジまで

・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

カ．発着なし　中京圏・福井県南部周遊

・北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで

・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで

・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから一宮木曽川インターチェンジまで

・東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまで

ヨ．発着なし　中京圏・福井県北部周遊

・北陸自動車道の金津インターチェンジから米原ジャンクションまで

・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで

・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから白鳥インターチェンジまで

・東海環状自動車道の富加関インターチェンジから養老インターチェンジまで

を加える。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年６月13日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道10号（隼人道路）	鹿児島県霧島市隼人町住吉から 鹿児島県霧島市隼人町野久美田まで	改築工事	令和７年６月14日